

## 一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおりに質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

2025年11月21日  
東村山市議会議長 あて

議席番号 23番  
質問者 山田 たか子

### 記

#### 1. 「だれ一人取り残さない」市民の情報取得と

##### コミュニケーションの権利保障を

9月議会で、当事者の方の取組みにより全会一致で請願が採択され、東村山市手話言語条例制定の実現へと一歩前進した。障害の有無や年齢にかかわらず、全ての市民にとって情報取得やコミュニケーションは、人が生きていく上で大事な基本的人権のひとつである。中でも、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法において、障害者の情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進にあたり、“障害の種類及び程度に応じた手段の選択”が基本理念として掲げられている。それらをどのように具体化させていくのか。当市の課題と今後の取組みを伺う。

#### 1) 地域生活支援事業の意思疎通支援事業について

- ①東京都では、東京都手話言語条例に続き、東京都障害者情報コミュニケーション条例（東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例）が制定された。それぞれの目的と、当市の果たすべき責務を伺う。
- ②意思疎通支援とは何か。どのような方が支援を必要とされているのか。また、当市の支援事業を伺う。
- ③意思疎通支援を必要としている人数と利用実績を経年で伺う。
- ④「手話は言語である」ことについて、市の見解と今後の施策の方向性を伺う。
- ⑤当市は手話通訳者・要約筆記者の派遣に1割の自己負担としている。その理由とあわせて、多摩26市の自己負担状況を伺う。
- ⑥障害者及び障害児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市には“障害の種類及び程度に応じた手段の選択”を可能とする制度を整える役割がある。そのためにも当事者の声

を聞くことや意思疎通支援事業の拡充をこれまでも求めてきたが、当事者との協議状況と、意思疎通支援の拡充にあたっての進捗状況と課題を伺う。

## 2) 聞こえのバリアフリーの取組みについて

2023年10月5日、加齢性難聴者への補聴器購入の公的助成制度創設を求める陳情が東村山市議会で採択されている。2025年6月議会ではさとう議員の一般質問において「実施に向けて前向きな検討」「一日も早い展開に努める」との答弁があったが、その後の進捗状況を伺う。

## 2. 市民にとって大切な役割を果たす社会教育施設

公民館、図書館などの社会教育は住民の学習権を保障するとともに、地域のコミュニティの形成、子どもや親への支援など多くの役割をはたしている。そして公共施設は住民が安全で、安心して暮らし、住み続けることができるための生活基盤となるものである。公共施設再生の1校目となる萩山小学校建替えの現計画では、社会教育施設が大きく変えられようとしている。市民や施設の審議会や有識者からはどのような声があがり、どのように協議をすすめているのか。効率化や国の方針に則った市の一方的な説明となっていないか。市民の権利が奪われることにならないよう、以下伺う。

- 1) 社会教育とは何か。また、当市における社会教育施設の位置づけと、市民にとって社会教育施設の役割を伺う。
- 2) 今後、複合化で市が想定している図書館や公民館施設は、これまでの施設と何が変わるのか。また、利用する市民への影響を伺う。
- 3) 複合化に対する図書館協議会・公民館運営審議会の意見や議論内容を伺う。
- 4) 公民館も図書館も社会教育法に基づく施設である。公共施設再生アクションプランのパブリックコメントからも、社会教育の考え方について十分な市民への説明と議論がされていないと思うがいかがか。また、そのような中でも複合化に対する地域住民や利用者の理解は得られたとの認識か。
- 5) 複合化に対し、「社会教育」という大事なポイントを抜いた中での意見交換をもって、「雑貨販売やカルチャー教室を望む声」で市民理解を得られたとは言い難い。これまでの議会の議論の中でも「公民館機能を維持しつつ…」「社会教育法にとらわれない」という答弁がなされてきたが、その姿勢はとても容認できないと考える。見解を伺う。